

平成27年度  
第1回 松本市議会  
ステップアップ市民会議

～若者の政治（市政・地方自治）への関心を高めるために～

平成28年1月22日

松 本 市 議 会

## 第1回松本市議会ステップアップ市民会議 次第

日 時：平成28年1月22日（金）

午後1時30分

場 所：議員協議会室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 議長あいさつ
- 4 自己紹介
  - (1) 委員
  - (2) 議会側出席者
- 5 活動方針等について
- 6 座長選出
- 7 意見交換
- 8 閉 会

## 松本市議会ステップアップ市民会議委員名簿

氏 名	備 考
おか だ ただ おき 岡 田 忠 興	公募委員
お ざわ しゅう いち 小 澤 修 一	株式会社松本山雅
きた はら とおる 北 原 透	松本市青少年補導委員協議会
しり なし はま ひろ ゆき 尻 無 浜 博 幸	松本大学
たか やま りょう た 高 山 良 太	公募委員
はやし ひで ひこ 林 秀 彦	公募委員
まつ やま ひろ こ 松 山 紘 子	公募委員
みや ぼやし たか こ 宮 林 孝 子	松本市子ども会育成連合会
よし ざわ ゆ き こ 吉 澤 由 紀 子	松本市PTA連合会

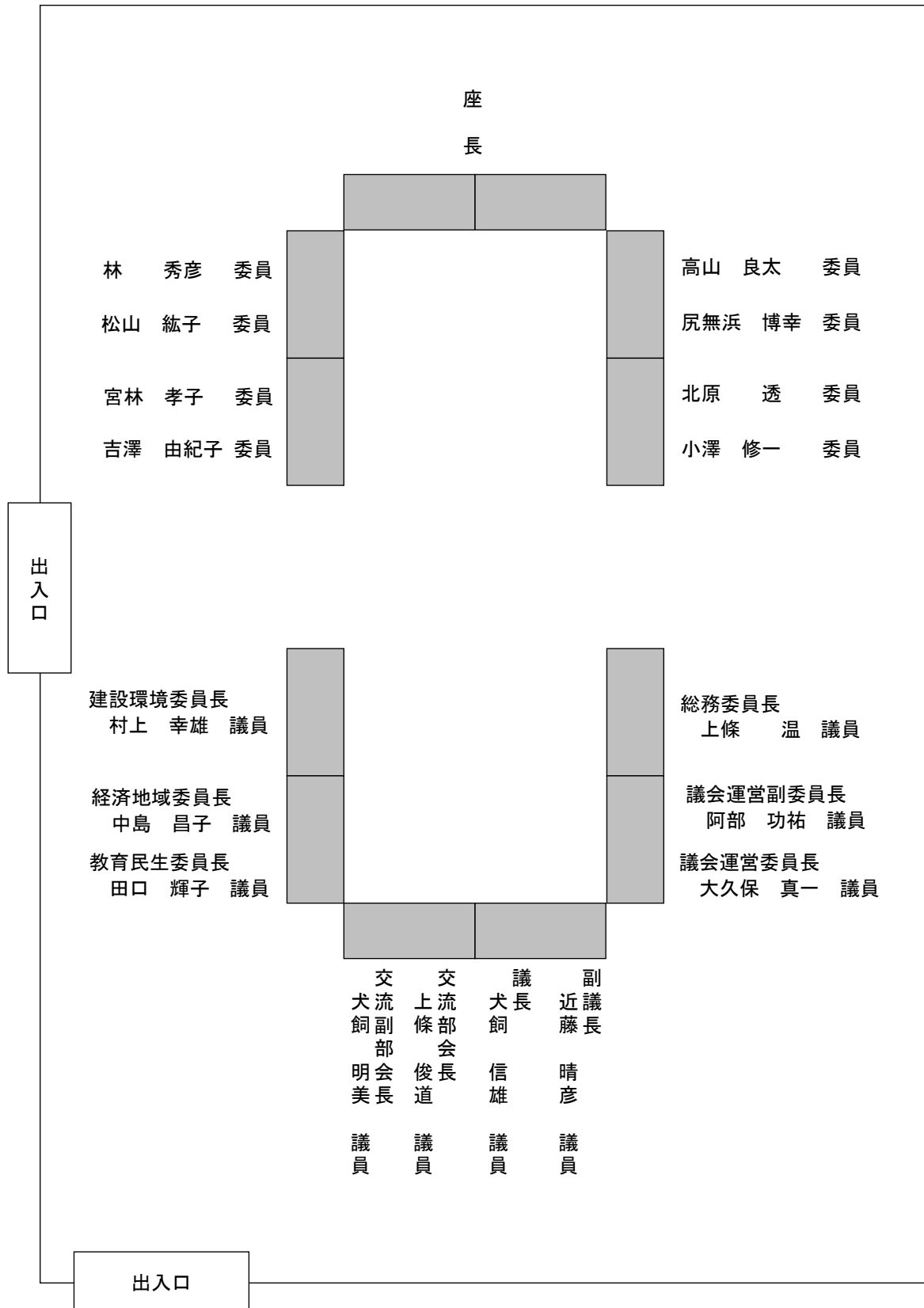
(五十音順・敬称略)

第1回松本市議会ステップアップ市民会議 出席議員名簿

役 職	氏 名
議 長	いぬ かい のぶ お 犬 飼 信 雄
副 議 長	こん どう はる ひこ 近 藤 晴 彦
議会運営委員長	おお く ほ しん いち 大 久 保 真 一
議会運営副委員長	あ べ こう すけ 阿 部 功 祐
総務委員長	かみ じょう ゆたか 上 條 温
教育民生委員長	た ぐち てる こ 田 口 輝 子
経済地域委員長	なか じま まさ こ 中 島 昌 子
建設環境委員長	むら かみ ゆき お 村 上 幸 雄
交流部会長	かみ じょう とし みち 上 條 俊 道
交流副部会長	いぬ かい あけ み 犬 飼 明 美

第1回松本市議会ステップアップ市民会議 席図

日時：平成28年1月22日（金）  
午後1時30分  
場所：議員協議会室



## 活動方針等について

### 1 目的（開催要領第1条）

市民参加の推進と開かれた市議会の実現のため、松本市議会の運営等に関し、市民からの意見・提言を的確に把握し、市議会の運営等に反映させるものです。

### 2 委員の職務（開催要領第7条）

次の項目について意見・提言をいただきます。

- (1) テーマ「若者の政治（市政・地方自治）への関心を高めるために」に関すること
- (2) その他議長が必要と認めること

### 3 委員の任期（開催要領第9条及び附則）

委嘱の日から平成29年4月30日までとなります。

### 4 報償費等（開催要領第8条）

1回の会議出席につき、4,900円の報償費と交通費実費相当分を支給します。

### 5 市民会議の開催等（開催要領第4条）

市民会議は公開とし、必要に応じて開催します。委員任期中に数回開催予定です。

### 6 会議の流れ

- (1) 委員の中から座長を選出します。
- (2) 委員は会議の中でテーマに関する意見交換を行い、座長が中心となり、市民会議としての意見・提言をまとめます。
- (3) 市議会は、意見・提言の内容について検討し、市議会としてできることを実施します。
- (4) 委員は、市議会の検討・実施結果等について評価をし、さらに意見交換を行います。

## 松本市議会ステップアップ市民会議開催要領

### (目的)

第1条 この要領は、松本市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの意見及び提言を的確に把握し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会への市民参加の推進と開かれた市議会の実現を図るため、松本市議会ステップアップ市民会議（以下「市民会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めることとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び議長の下に設置される会議等をいう。

### (市民会議の位置づけ等)

第3条 市民会議は、市議会が主催し、議長が委嘱した市民委員（以下「委員」という。）から議会が示すテーマについて意見及び提言を聴くとともに、委員と市議会が意見交換を行う場とする。

- 2 市民会議に出席する市議会議員は、別に定める。
- 3 第1項の意見及び提言について、議長は必要に応じ、関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。
- 4 前項の規定による検討の結果は、原則として市民会議において報告し、必要に応じ、議長が別に定める方法により公表するものとする。

### (市民会議の開催等)

第4条 市民会議は公開とし、必要に応じて開催する。

- 2 市民会議の企画及び運営は、交流部会が行う。

### (分科会)

第5条 市民会議に分科会を設置し、必要と認める事項について検討をすることができる。

- 2 分科会について必要な事項は、別に定める。

### (委員の委嘱)

第6条 委員は、20人以内とする。

- 2 公募による委員は、次に掲げる要件を満たす公募者のうちから、議長が委嘱する。
  - (1) 年齢満18歳以上の市民であり、かつ、公務員又は各種議会議員でないこと。  
ただし、市内の大学に在学する学生（社会人学生を含む。）については、市民であることを必要としない。

- (2) 市議会の仕組みとその運営及び市政や地域社会の発展に関心があり、かつ、公正な社会的見識を有すること。
  - (3) 応募の際は、400文字程度の応募動機を議長に提出するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、議長は必要と認める者を委員として委嘱できるものとする。

(委員の職務)

第7条 委員は、市民会議に出席し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 議会が示すテーマに関する意見及び提言を述べること。
- (2) その他議長が必要と認めること。

(報償費等)

第8条 委員には、松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）第8条に規定する非常勤職員の報酬に相当する額及び費用弁償を支給する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年4月30日までとし、再任は行わない。

(解任)

- 第10条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、議長は委員を解任できるものとする。
- (1) 第6条第2項に規定する要件を失ったとき。
  - (2) 委員から辞任の申し出があったとき。
  - (3) その他議長が必要と認めたとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要領の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成23年4月30日までとする。

附 則（平成23年6月23日改正）

(施行期日)

1 この要領は、平成23年6月23日から施行する。



(委員の再任の特例)

- 2 この要領の改正後最初に委嘱する委員は、第9条の規定にかかわらず、前年度の委員の再任を妨げないものとする。

附 則 (平成26年9月18日改正)

この要領は、平成26年9月18日から施行する。

附 則 (平成27年11月18日改正)

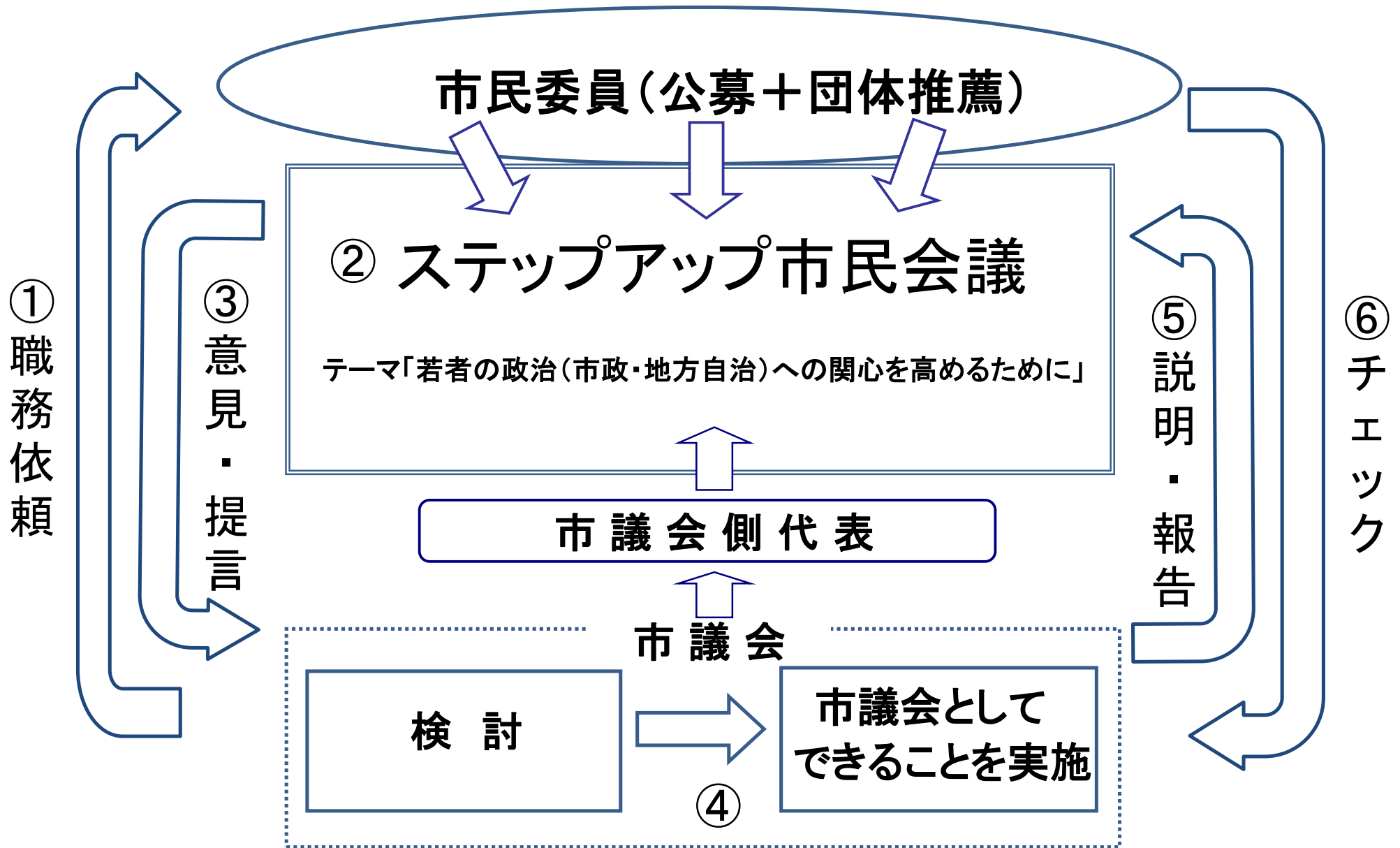
(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年11月18日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要領の改正後最初に委嘱する委員の任期は、第9条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成29年4月30日までとする。

# 第3期ステップアップ市民会議のイメージ



## 松本市議会ステップアップ市民会議の経過について

### 1 概要

市民委員から、議会の運営等に関し意見・提言をいただき、議会側出席者との意見交換を通して市議会の運営等に反映させ、もって市議会への市民参加の推進と開かれた市議会の実現を図るものです。

### 2 過去の開催経過

#### (1) 第1期ステップアップ市民会議（平成22年9月1日～平成23年4月30日）

委員15名を公募（19名の応募があり抽選で選定）

##### ア 第1回市民会議（平成22年8月3日）

委嘱状交付、自己紹介、活動方針について

##### イ 第2回市民会議（平成22年10月4日）

委員からの議会運営に関する意見・提言、意見交換

##### ウ 第3回市民会議（平成23年1月17日）

委員からの意見・提言に対する検討結果報告、意見交換

##### エ 第4回市民会議（平成23年3月23日）

委員からの意見・提言に対する検討結果報告、今後の検討事項

#### (2) 第2期ステップアップ市民会議（平成23年9月1日～平成25年4月30日）

委員20名を公募し、応募のあった19名に委嘱（内11名が、第1期委員からの再任者）

##### ア 第1回市民会議（平成23年9月1日）

テーマを決めて、3分科会を設置。委員は、随時分科会を自主開催し、意見・提言を集約することとした。

- ・ 第1分科会 「説明責任・情報発信」
- ・ 第2分科会 「議会機能の強化・議会運営」
- ・ 第3分科会 「市民交流・参加・意見の把握」

##### イ 第2回市民会議（平成24年3月13日）

分科会の集約結果を報告し、委員と議会側出席者で意見交換

分科会は、意見交換の結果を踏まえ、議長に報告書を提出（3月22日）

##### ウ 第3回市民会議（平成24年5月11日）

提言内容について議会としての考えを回答

##### エ 第4回市民会議（平成24年12月20日）

その後の議会の取組みを報告し、意見交換

##### オ 第5回市民会議（平成25年4月26日）

まとめ

### 3 過去の市民会議からの意見・提言により取り入れた主な事項

- (1) 傍聴者への会議資料の提供
- (2) 議場入り口への議員座席表の設置
- (3) 委員会における集約表現の見直し
- (4) 議会用語解説集の作成
- (5) 決算特別委員会委員の増員
- (6) 議会報告会における市民との意見交換の充実 等

### 4 第3期ステップアップ市民会議

#### (1) 概要

「若者の政治（市政・地方自治）への関心を高めるために」をテーマに設定し、市民委員の皆さんから意見・提言を伺います。また地方自治の一端を担う松本市議会としても、テーマ実現のために何ができるのかを市民委員の皆さんと共に検討していきます。

#### (2) 委員任期

平成28年1月22日～平成29年4月30日

#### (3) 委員構成

ア 公募委員5名

イ 団体からの推薦委員5名

#### (4) 開催予定

ア 第1回市民会議（平成28年1月22日）

委嘱状交付、座長選出、意見交換等

イ 第2回市民会議（平成28年3月予定）

意見交換、意見・提言等

ウ 第3回以降

平成29年4月30日までに3～4回程度開催予定